

名古屋主婦殺害「民事時効」発生から 26 年 請求権は「消滅」

大坪信剛・客員編集委員

2026 年 4 月 28 日



安福久美子容疑者を立ち会わせての現場検証後、心境を語る高羽悟さん＝名古屋市西区で
2025 年 11 月 1 日、山崎一輝撮影

1999 年 11 月、名古屋市西区の自宅アパートで高羽（たかば）奈美子さん（当時 32 歳）が殺害された事件で、夫の悟さん（69）は今年 3 月 30 日、殺人罪で起訴された安福久美子被告（69）に対し、慰謝料などの損害賠償を求める訴訟を名古屋地裁に起こしたと発表した。翌 31 日、東京本社発行の毎日新聞で記事は見当たらなかったが（中部本社発行の愛知面ではトップニュース）、この提訴は「民事の時効」の正当性を問う上で、大きな問題をはらんでいる。

悟さんは、この記者会見で賠償額を明らかにしていない。あえて言及しなかったことについて、「新聞は『金額』を見出しに取るから、金額だけが独り歩きをしないように配慮した」という。訴えたかったことのひとつが、民法の損害賠償請求権の“時効”の是非だ。民法は不法行為から 20 年で損害賠償請求権が無くなると規定している。「個人的には金額じゃなくて、結局、『20 年たったら門前払い』っておかしくないですか？ 容疑者が見つか

り、相手が分かれば請求していたのに。警察が捕まえてくれなかったから、逮捕まで26年間経過しただけ。20年で請求をはねては、社会正義に反するじゃないですか？」

内閣府「犯罪被害者等施策推進会議」（会長＝高市早苗首相）の下に設置された「基本計画策定・推進専門委員等会議」で委員を務める山本和彦・中央大法科大学院教授によると、高羽さんの事件は旧民法の「除斥期間（20年）」が適用される。20年が経過すれば自動的に請求権が消滅するという、時効よりも厳格な規定だという。

ここからは、少し複雑になるが、2017年の民法改正で、20年の期間も「消滅時効期間」として扱われることになり、個別の事情に応じて裁判所が請求を認める余地が生まれた。ただし、高羽さんの事件は、改正法施行時点（2020年4月）で、既に20年が経過しており、旧民法の規定（＝除斥期間）が適用される。

このため、被告側が除斥期間を掲げて争えば、現行の法律的には敗訴の可能性はある。しかし、国民感情から言えば、「それはなんでもひどすぎる」と思うのではないだろうか。



記者会見で民事訴訟についての思いを語る高羽悟さん＝名古屋市中区三の丸1の愛知県弁護士会館で2026年3月30日、丘絢太撮影

「正義・公平の理念に反する場合」は例外も

過去に民事事件で20年の壁を乗り越えた例はないのか。78年8月、東京都足立区立小

学校で、夏休みに出勤した女性教諭（当時 29 歳）を殺害し、遺体を同区内の自宅床下に隠した元警備員の男は、区画整理で自宅の立ち退きが決定したため、「整地で遺体が出てくる」と観念し、04 年 8 月に警察に殺人を告白した。刑事事件としては、93 年に殺人罪の時効が成立しており刑事裁判にかけられることはなかったが、遺族が民事裁判を提訴。事件発生から 20 年以上経過していたが、09 年、男に対して 4255 万円の支払いを命じた判決が確定。「加害者が賠償義務を免れるのは著しく正義と公平に反する」とした。

山本教授によると、この事件は、発生当時、行方不明事件として扱われており、「殺人事件被害者として、遺族が請求対象としての男を知り得たのが、警察に出頭した 04 年となる。殺害の事実を知り得ないため、『損害賠償請求権を行使できないまま除斥期間の 20 年経過した』として請求が認められた」という。高羽さんの事件は、事件当初から殺害事件として発覚しており、この時点で損害賠償請求権が確立されており、発生時から除斥期間の 20 年が開始される。



報道陣の取材に「(公判では) 検察に一番重い刑を求刑してもらいたい」と語った高羽悟さん＝名古屋市港区で 2026 年 3 月 5 日、酒井志帆撮影

ほかに例外はないのか。実は、旧優生保護法（1948～96 年）をめぐる裁判で最高裁は 24 年に判例を変更し、除斥期間の適用が「著しく正義・公平の理念に反する」という極め

て例外的な場合には、賠償請求権を認めるとの判断を示した。

この裁判は、旧優生保護法下の強制不妊手術を巡るもので、旧法は憲法違反だとして国に賠償を求めた。原告たちが手術を受けたのは、40年以上前になるため、20年の「除斥期間」が適用されるかどうか焦点だった。

大法廷は、個人の尊厳と人格の尊重を定める憲法13条の精神に著しく反し、許されないと批判した。特定の障害などがある人を不妊手術の対象者とするに正当な理由はなく、法の下での平等を規定する14条1項にも違反すると認定した。そして、この判決の際、35年ぶりに判例を変更し、「除斥期間が過ぎても、例外的に適用されないことがある」と認め、救済の道を切り開いたのだった。

これを受け、不妊手術の被害者に1500万円、配偶者に500万円の補償金を、人工妊娠中絶被害者には200万円の一時金を支給する補償金支給法が議員立法で成立した。



安福久美子容疑者を立ち会わせての現場検証後、涙ぐみながら心境を語る高羽悟さん＝名古屋市中区で2025年11月1日、山崎一輝撮影

この判例見直しが、高羽さんの事件にも適用されるかが今回注目される。

「旧優生保護法の判例は、『国による憲法違反』という特殊な背景があった。このため、高羽さんの事件のような、一般の殺人事件にそのまま適用されるかが大きな論点とな

るだろう」と山本教授は言う。

「賠償額は絵に描いた餅」多くの場合、不払いも

悟さんは、賠償額を明らかにしなかったもう一つの理由として、「賠償金の未払い問題」を挙げる。「訴訟で勝って賠償額が認められたとしても、被告は刑務所にいるわけだから、賠償金を払うめども立たないのが分かっている。これをなんとかしてくれという裁判でもある」と話す。

例えば、先の足立区の小学校教諭殺害事件では4255万円の賠償金が認められたと書いたが、16年2月5日の毎日新聞さっぽろ面に掲載された被害者の弟の記事には、こう記述されている。「判決確定後、男からは賠償の支払いがなく、(被害者側の)弁護士が調べたところ、男は本人名義の財産をすべて離婚した妻の名義に変えており、差し押さえもできない状態という」



「宙の会」の総会で活動方針を話す小林賢二会長（左）と高羽悟代表幹事（右）＝千代田区で2026年3月7日、朝比奈由佳撮影

このような未払いの実態は少なくなく、悟さんが代表幹事を務める殺人事件被害者遺族の会「宙（そら）の会」は、国が損害賠償金を被害者に支払う「代執行制度」を求めている。新全国犯罪被害者の会（新あすの会）は、損害賠償請求権を国が買い取る「買い取り制度」を求め、日本弁護士連合会は、国が賠償金を立て替える「立て替え払い制度」を求

めている。3者とも制度名、方法論について違いはあるが、基本は、損害賠償金を被告側から支払ってもらえない被害者に対し、国がいったん賠償金相当額を支払う制度の創設実現を訴えている。

国が今年3月閣議決定した「第5次犯罪被害者等基本計画」（26～30年度）の策定段階でもこのような内容が論議されたとされるが、結果的に同計画には、国による損害賠償金支払いは触れられていない。

「犯罪被害者への賠償をどう実現するか—刑事司法と損害回復」（慶応義塾大学出版会）の著書がある太田達也・慶応大法学部教授は、著書の中で「犯罪被害者が被った損害を賠償する責任は、犯罪者にある」と明記した上で、警察庁の調査や法務省の調査を引用して、「被害者が民事訴訟などで損害賠償の債務名義を得ても、実際に犯罪者が被害者に損害賠償を支払うことはほとんどない」と記述している。



安福久美子容疑者を立ち会わせての現場検証後、心境を語る高羽悟さん＝名古屋市西区で
2025年11月1日、山崎一輝撮影

その上で、国による「買い取り制度」「立て替え払い制度」の実現性について詳しく検証している。国が支払った損害賠償金を犯人側から取り戻す際に、①国のどの機関が徴収するのか②その徴収の実現性があるのか—などの問題点を挙げた。また、太田教授は、

国が被告に請求しても支払われず「不良債権化」する恐れを指摘する。「国が立て替え払いや買い取りをしても、法的構成や官庁の役割が不明確で、不良債権化とモラルハザードの懸念が強い」と話す。いずれにしろ、「事実上、犯罪者の代わりに国民が税金で払うということになる」という。

さらに、太田教授は「国が立て替え払いをすれば、被告が『支払い義務から逃れられる』と被害者への賠償義務を感じなくなる恐れもある」として、刑務所や仮釈放後の保護観察における損害賠償など、刑の執行の過程で犯罪者自身に弁済させる仕組みの必要性を著書で提起している。

被害者側の立場に立てば、損害賠償金が支払われない実態を「不合理」と感じる国民がほとんどではないか。しかし、その一方で、われわれの税金が被告の代わりに支払われ、不良債権化することを「是」とするのが問われるのである。被告の代わりに国民が負担することに疑問を感じる人もいるだろう。結論が見えず、制度が確立しないため、損害賠償が支払われずに終わる遺族が、現状は次々と生まれ続けているのである。

刑事事件で殺人事件の時効廃止に尽力した「宙の会」の土田猛特別参与は、刑事と民事の時効廃止は被害者制度改善の「両輪」だとして、国の代執行制度実現に執念を燃やす。「命の尊厳を奪った者は、民事面においても償いの道に入るべきだ。刑事面とともに、民事面での償いを実行させる制度設計が確立されてこそ、治安が保たれる要諦となる」